

議員提出議案第14号

葛飾区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月25日

| | | | | | | |
|-----|-----|------|------|-----|----|------|
| 提出者 | 12番 | 安西 | まさのぶ | 13番 | 梅沢 | とよかず |
| | 20番 | かわごえ | 誠一 | 28番 | 清水 | こういち |
| | 31番 | 中村 | しんご | 32番 | 下山 | しんいち |
| | 33番 | 小山 | たつや | 34番 | 秋本 | とよえ |
| | 35番 | 秋家 | 聡明 | 38番 | 米山 | 真吾 |

葛飾区議会議長 峯岸良至 殿

(提案理由)

区の組織改正に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会委員会条例の一部を改正する条例

葛飾区議会委員会条例（昭和34年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「福祉事務所及び保健所」を「児童相談部、福祉事務所、保健所及び児童相談所」に改める。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。